



2014年12月8日
在日米国商工会議所

日本の欠損金制度に関する 在日米国商工会議所ステートメント

解散総選挙を12月14日に行うことと合わせ、消費税を8%から10%に引き上げる案を2017年4月まで延期する決定を安倍総理大臣が下したことにより、日本の税・財政政策への注目が高まっています。とりわけ、日本政府は、拡大しつつある財政不均衡への対応として歳入の確保を重視すると同時に、アベノミクスの第三の矢の最大のテーマである経済成長政策の維持・拡大を目指しています。在日米国商工会議所（ACCJ）は、日本経済への、特に成長企業への投資の魅力を高めるためのあらゆる努力を全面的に支持いたします。ACCJの成長戦略白書『成長に向けた新たな航路への舵取り』にもあるとおり、国内における新規雇用の多くは、今や外資系企業と若いスタートアップ企業によって生み出されています。また、政府の日本再興戦略においても、この種の雇用創出企業をより増やしていくための投資環境強化が要点となっています。

ACCJは政府が法人税率を現行の高い水準から他の経済協力開発機構（OECD）加盟諸国の税率により近い水準まで引き下げる意向を表明したことを歓迎いたします。しかしながら、法人税率の他国並みの水準への引き下げと同等に重要なこととして、税率のみが市場に参入しようとする企業にとっての税制面での検討材料ではないという点についても、考えを及ぼす必要があります。成長企業にとっては、それが対日直接投資によるものか国内スタートアップであるかにかかわらず、立ち上げ後の数年間、生産能力、流通インフラ、市場シェア等の構築に投資するために損失を計上し続ける可能性が高いことに鑑みると、申告すべき所得がほとんど、またはまったくない当初の期間においては、法人税率よりも、むしろ長期の投資リターンに目を向けます。そして、こうしたスタートアップ中に投資リターンを判断するうえで最も重要な要素のひとつが、投資を経済的に実行可能なものとするのに十分な期間にわたり、初期の損失について税効果をもたらすことが可能な仕組みの存在です。

このため、企業が成長およびイノベーションに対する長期投資を行うためには、ACCJとして、収益を生み出すに至るまでしばしば長い年月を要する事業や革新的プロジェクトにおいても十分といえる水準まで、十分に長い欠損金の繰越期間を設けることが求められると考えます。日本の欠損金繰越期間の延長が国内のイノベーションと成長産業への対日直接投資を刺激し、日本経済全体に恩恵をもたらすことになるという見解は、ACCJの長年にわたる立場でもあります。ACCJは、欠損金繰越期間を、現行法に基づく9年間から、少なくとも米

国およびカナダ並みの20年間に、さらに理想的には欧州の多くの国が採用している無期限に延長することを進言してまいりました。

以下に示されるとおり、日本は、その繰越期間の短さで、すでに貿易の相手方であるOECD諸国のグループから極端に外れてしまっています。期間の延長は、日本を主要な貿易相手諸国の水準に一致させるだけでなく、新たな産業や革新的なスタートアップ企業への投資のインセンティブを強化し、金融危機以降、2011年の大災害の時期を通し、最近の困難な時期に日本に投資を行ってきた企業を助け、そうした投資に関連する成長と雇用を加速させ、対日直接投資を促すことにつながります。

国名	英国	ドイツ	フランス	スイス案	イタリア	シンガポール	香港	カナダ	米国	韓国	台湾	日本
繰越期間	無期限	無期限	無期限	無期限	無期限	無期限	無期限	20年	20年	10年	10年	9年
利用制限	制限なし	60%	50%	80%	80%	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	80%
税率	24%	30%	34%	24%	27%	17%	16%	26%	39%	24.2%	17%	35%

特に注目すべきこととして、この財政健全化の時期において、欠損金繰越期間の延長は、他の税制による刺激策に比べて財政コストの顕在化がすぐには発生しないにもかかわらず、投資へのインセンティブを早い段階で生じさせ、成長への効果をより早期に実現し、それによる税収を生み出すことが可能という点が挙げられます。

他方で、恒常的赤字企業が公平な税負担を回避する方法のひとつとして、欠損金制度に対する懸念が存在しているとACCJは理解しています。実際に、企業を黒字転換させるインセンティブを強化することを目的に、政府が欠損金の年間控除限度を2015年に現行の80%から65%へ、さらに2017年には欠損金繰越期間を10年に延長しつつ年間控除限度を50%へ引き下げるとの方針が直近の一部報道により明らかになりました。ACCJは年間控除限度に関する公式の見解を有しておりませんが、たとえそのような年間控除限度引き下げが、日本の財政健全化に向けて当然理解出来る税収増の目的と黒字転換へのインセンティブの目的の両面で有益なものとなり得ると仮定した場合においても、当該インセンティブは年間控除限度の引き下げが欠損金繰越期間の十分な延長と同時に実行された場合に最も効果的となります。なぜなら、欠損金繰越期間の延長なしには、成長への投資や革新的な技術への価値ある投資によって生じる損失が吸収可能となる前に、期間が失効するリスクが高まるからです。

仮に、年間控除限度が大きく、例えば60%以下の水準まで引き下げられる場合には、OECDの標準である20年程度に向け、同時かつ大幅に繰越期間の延長を行うことにより、価値ある種々の投資に対するインセンティブが実際に低減することを避ける必要があります。このような投資には、新たに立ち上げられた成長企業に対する投資のみならず、合併や買収などを通じ、雇用とイノベーションを創出し、第三の矢の中核目標そのものとも言える経済成長を促進する対日直接投資が含まれます。

以上の理由により、ACCJは、大田弘子座長の下で取りまとめられた、年間控除限度の引き下げと同時に繰越期間の延長を求める政府税制調査会の6月の法人税改革についての提案を称賛します。

さらに、欧州先進国の中でおそらく唯一短期間の欠損金繰越期間（7年間）を適用している国であるスイスにおいても、現在、第3次法人税改革イニシアティブの検討中であることを

申し添えます。同改革は、スイスの立地競争力・魅力を強化するという明確な目標を第一に掲げており、よって日本がまさに同様の検討をするにあたって参照すべきものとなっています。スイス連邦参事会は、税務上の欠損金の繰越期間を7年間から無期限に延長し、それと同時に繰越欠損金の適用を課税利益の80%に制限する案を検討しています。さらに、既に長期の投資を行った企業をサポートするために、改革案では存在する全ての欠損金に、延長された繰越期間の適用を行う予定です。控除限度の引き下げ幅に見合う繰越期間の十分な延長を同時に行うこの「パッケージ化」こそが、マーケットに対して、租税負担回避のために恒常的に欠損金を所得と相殺する行為は防止されるべきである一方で、将来の収益性を生み出す長期投資は奨励すべきである、とのメッセージを政府として明確に伝達するための「鍵」であるとACCJは考えます。ACCJとしましては、スイスと同様に、日本が何らかの控除限度の引き下げと同時に、存在する全ての欠損金に対して繰越期間の十分な延長を適用することを、謹んで進言いたします。

以上

###